

米子市ふれあいの里

総合相談支援センター

のご案内

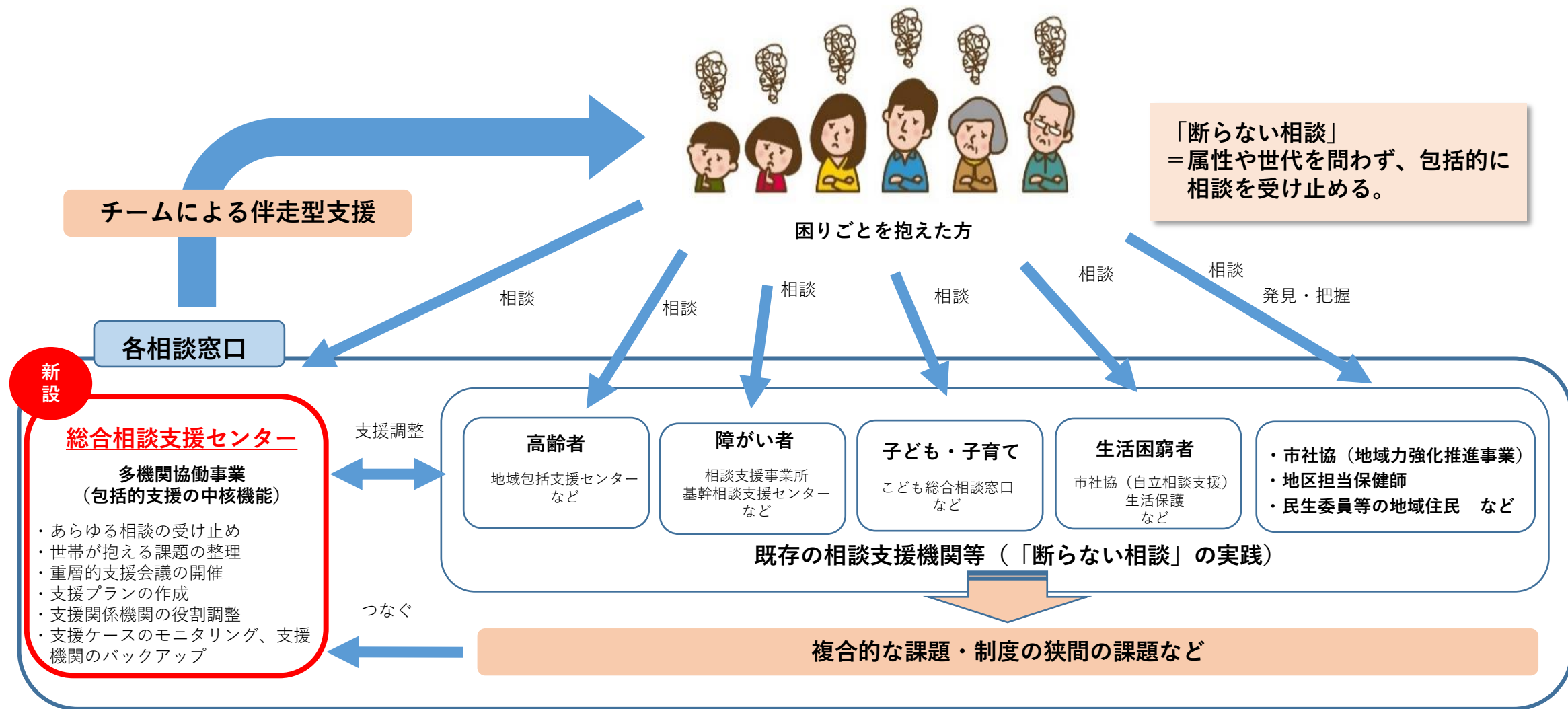
米子市福祉保健部福祉政策課

目次

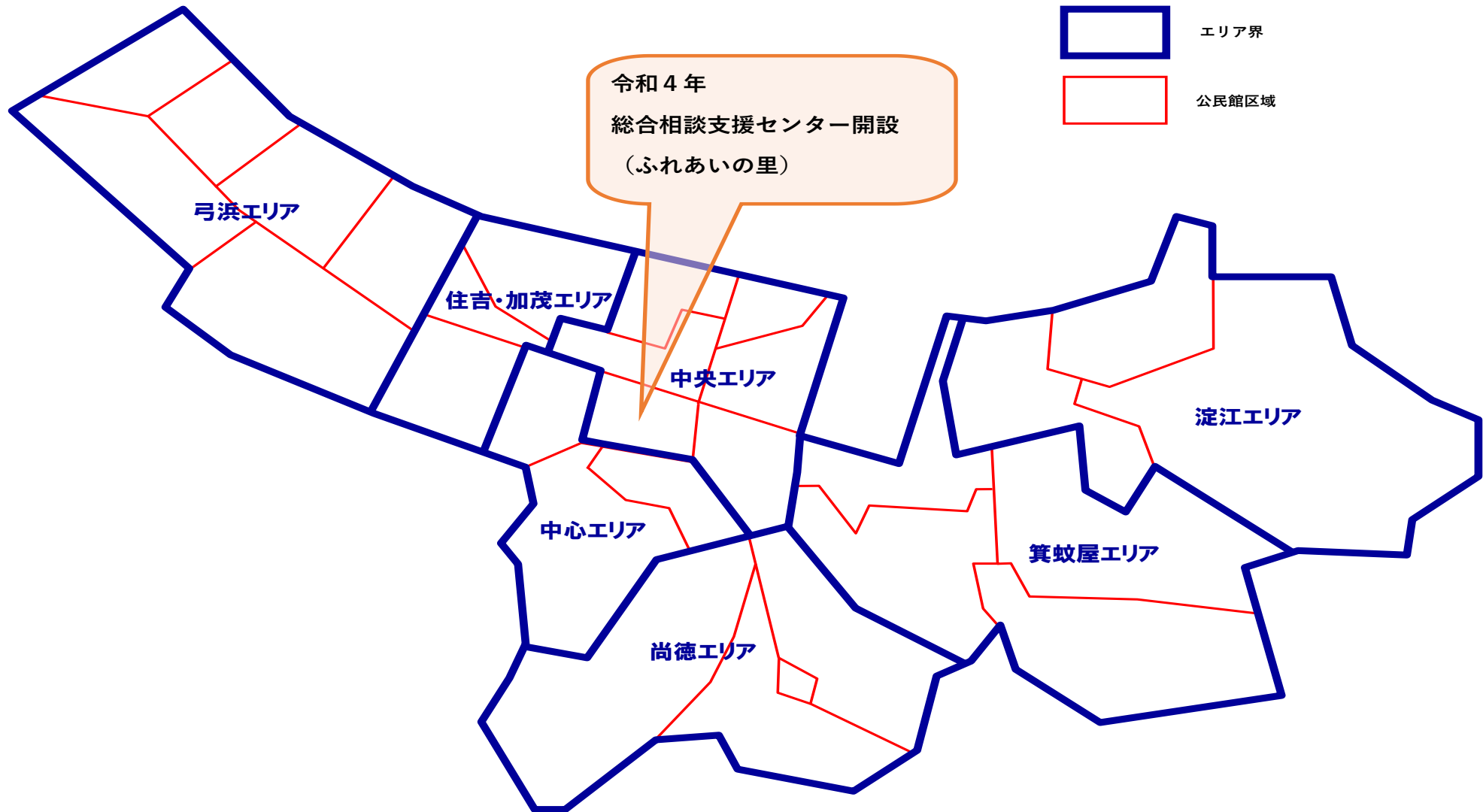
- 1 令和4年度以降の相談体制
- 2 総合相談支援体制のエリア設定
- 3 米子市ふれあいの里総合相談支援センターとは
- 4 米子市ふれあいの里総合相談支援センターの業務
- 5 米子市ふれあいの里総合相談支援センターの体制
- 6 2カ所目のセンターの設立に向けて

1 令和4年度以降の相談体制

「既存の相談支援機関等」は相談体制をそのままに、各相談機関単体で解決できない課題などを新設の「総合相談支援センター」と共にチームによる伴走型支援を行う。



令和4年4月開設の「米子市ふれあいの里総合相談支援センター」をかわきりに、総合相談支援センターは、将来的には福祉圏域ごとの設置を目指す。



米子市ふれあいの里総合相談支援センターは

福祉のよろず相談所

よろず 1

市民からの福祉相談

よろず 2

支援機関からの相談

よろず 3

市役所職員からの相談

よろず 1

市民からの福祉相談

とにかく話を聴いてほしい

どこに相談したらよいかわからない

どこに相談しても聴いてもらえなかった

相談先はあるが違うところに相談してみたい

福祉総合相談

よろず 2

支援機関からの相談

分野を越えた課題を持つ人への支援

課題を持つ人が複数人いる世帯への支援

今ある制度では解決に向かえない人への支援

ひきこもり状態にある人やその家族への支援

成年後見が必要な状態で親族がいない人への支援

制度の狭間を埋める

よろず 3

市役所職員からの相談

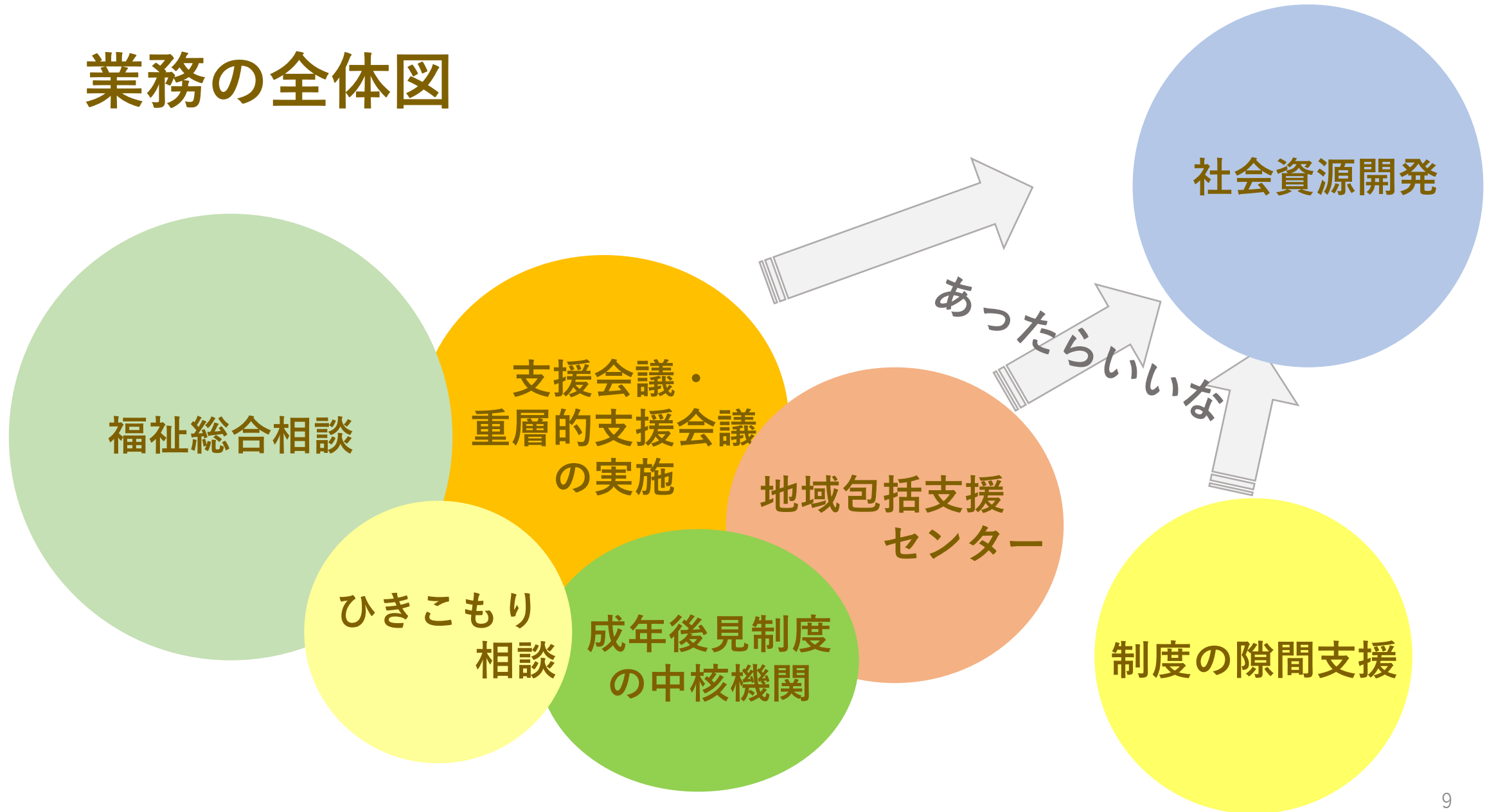
多機関協働での支援の行き詰まり

断らない相談対応に関する困りごとや提案

どうしてもつなぎ先が見つからない人への対応

庁内連携の徹底と
ソーシャルワークの向上

業務の全体図



福祉総合相談

福祉に関する相談

対象エリア

米子市全域

対象者

米子市に居住しているすべての方（実態優先）

支援会議・重層的支援会議の実施

複雑化・複合化した課題を抱える地域住民への行うため、支援対象者について本人の同意なしに支援関係機関等の情報共有会議を行うことができる。

社会福祉法第106条の6

社会資源開発

あったらいいなの実現（参加支援）。

日常生活自立支援事業を補完

支援する側される側に分けない助け合い

当事者会、家族会などの発足継続支援

孤立しがちな方の居場所づくり

今年度実施しました多機関協働事業の中で、実際に取り組んだ事例のご紹介です (一部加工しております)。

A子19歳 高校通信制1年
祖母(80代・同居)
母(40代・別居)

母子家庭世帯。生活保護受給 A子小学校高学年で母が家を出る。祖父母に育てられる。小・中学校不登校。祖母からこども相談課に単発での相談があった。

令和2年12月～ 祖母から(A子が物をとった/A子に殺される)と昼夜問わずA子に暴言や暴行が続いたことでA子が耐えられず派出所に相談。A子は学校生活だけでなく、お金を渡してもらえず数日食事がとれないなど日常生活にも支障がでていた。

令和3年5月 派出所から祖母のフレイル予防でかわりがあった包括支援センターに相談。その後フレイル担当の健康対策課保健師を經由して、福祉政策課に相談があった。



聴き取りでわかったこと

世帯全体の背景を想像



祖母

- ・ 毎日長時間本人を責める。(A子が録音)
- ・ 金銭管理
- ・ 受診できていない
- ・ 脈絡がとれない会話

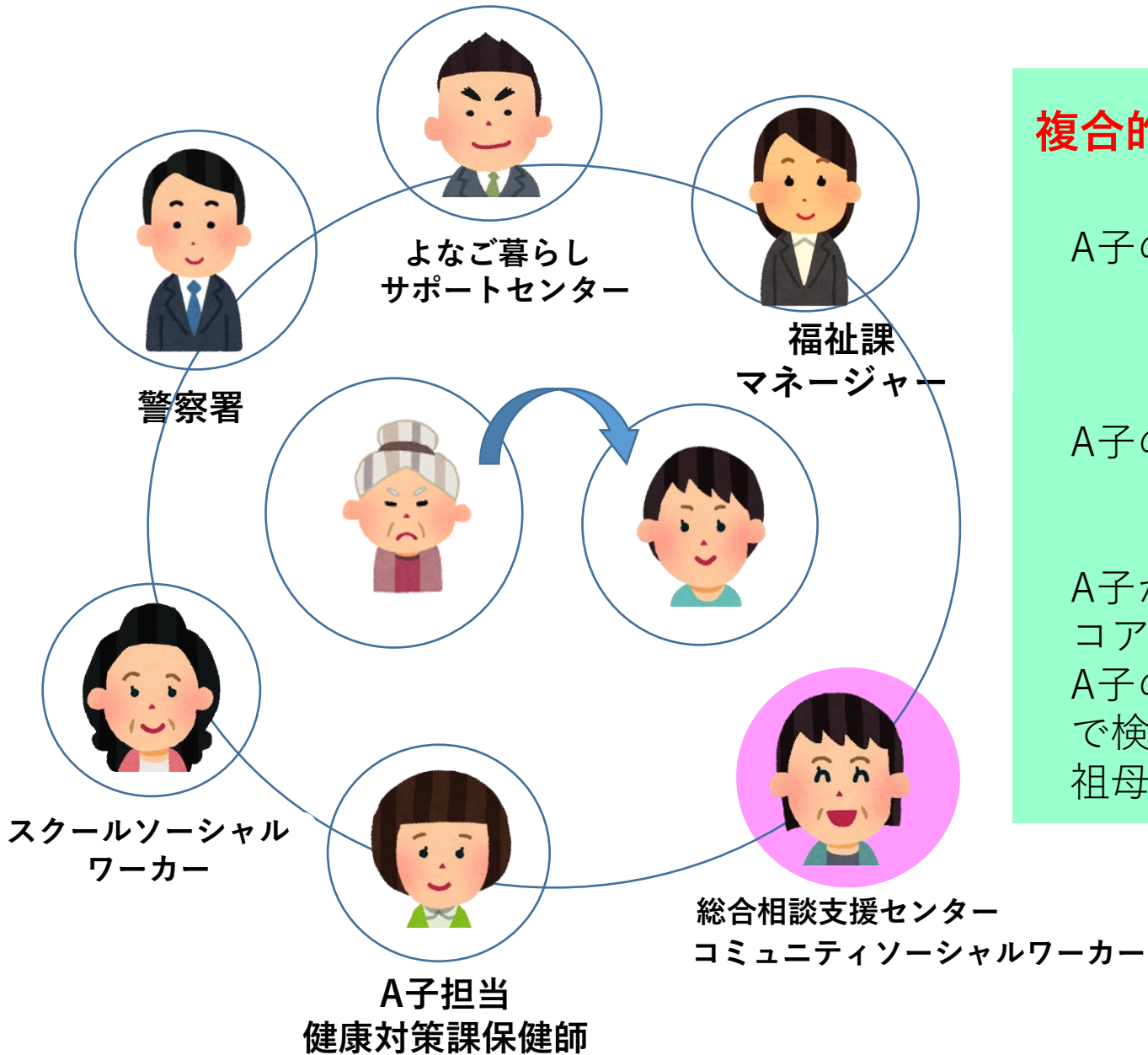
- ・ 受診ができていない、会話が成立しないことから認知症の疑い？精神疾患はないのか。
- ・ 衣食住はできているようだ。



A子さん

- ・ 数日間食事と睡眠がとれていない。
- ・ スマホなし。
- ・ 通信制も不登校が続き、単位が取れなかった。
- ・ 学校でも意欲なし
- ・ 「家を出たい」との訴えは明確にある。

- ・ 衣食住が確保できない、気の休まらない家庭環境
⇒ 至急改善の必要ある。
- ・ ネグレクトの過去
- ・ 将来像や学校卒業したい意向を聞くと「わからないです」
⇒ 社会経験や情報の乏しさから考えることができない。



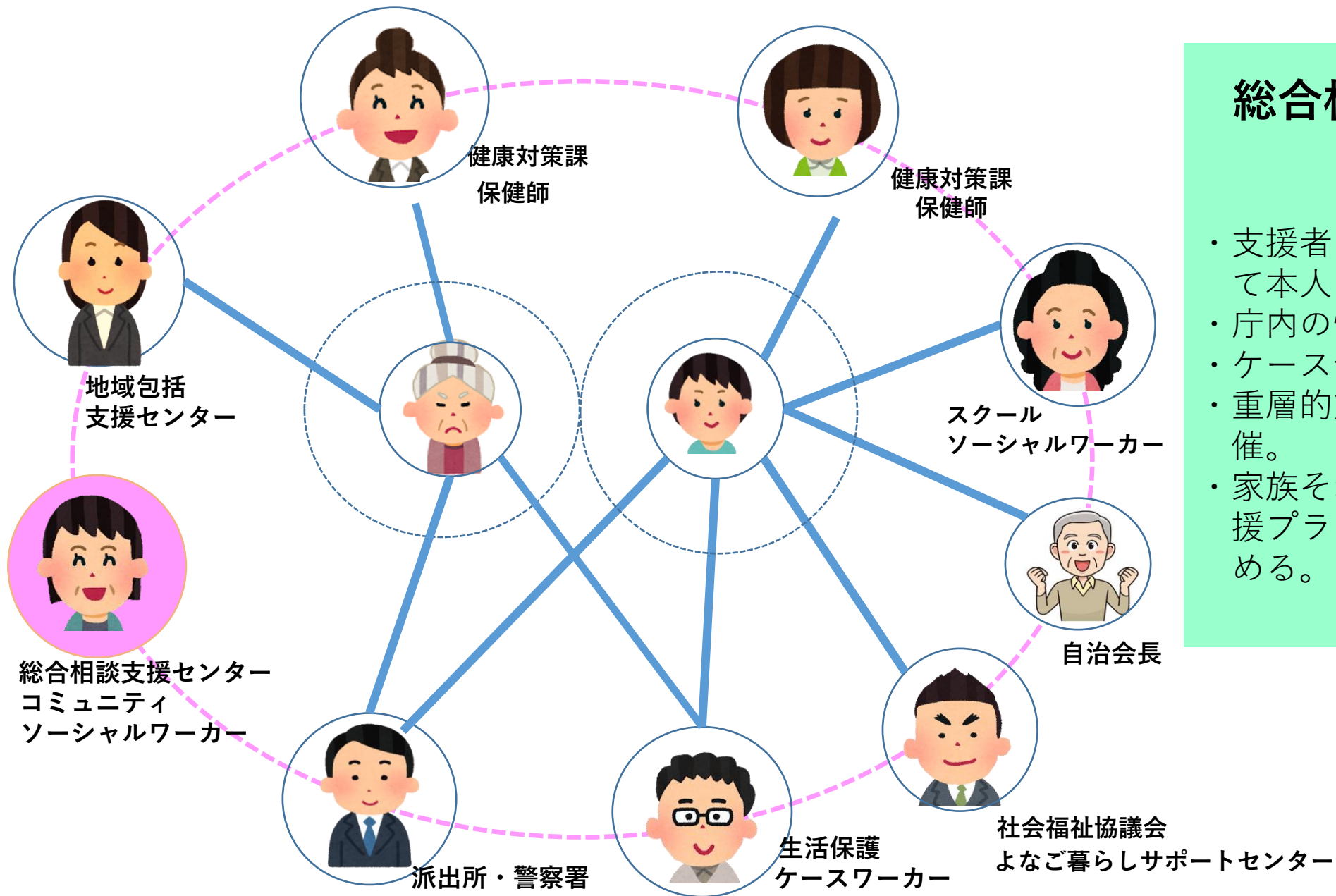
複合的課題があり、制度の狭間にあるケースと判断

A子の学業生活に支障あり「家を出たい」と訴え。



A子の衣食住の確保のために、一時的に分離
(県社協えんくるり事業による宿泊)

A子が一時的に避難している間に
コアメンバーで**支援方針検討会議**を開催。
A子の意向と年齢、養育環境から、A子の**世帯分離**
で検討することになった。
祖母、A子ともに支援体制が必要であると確認。



総合相談支援センターの動き

- ・ 支援者同士でのやり取りについて本人の了承を得る
- ・ 庁内の情報収集
- ・ ケース会議
- ・ 重層的支援会議・支援会議の開催。
- ・ 家族それぞれの課題に対して支援プランを作成。役割分担を決める。

福祉課生活保護ケースワーカー



- ・ A子の生保受給手続き、公営住宅の手配 家電・生活用品の準備支援。学費相談
- ・ 祖母の安否、金銭管理の確認。

健康対策課（保健師）



- ・ 祖母担当保健師は包括支援センターと同行訪問し受診勧奨。安否確認。
- ・ A子担当保健師は健康把握 自治会加入支援や自治会長への挨拶同行。

地域包括支援センター



- ・ 祖母の安否、健康状態の把握。受診勧奨。警察署と連携。

よなご暮らしサポートセンター



- ・ A子のえんくるり事業による宿泊提供。食糧支援。
- ・ 新居での生活用品の提供

福祉政策課



- ・ 当面のA子の相談をつなぐ。(住居確保まで)
(支援措置手続きで警察に同行。学校ソーシャルワーカーと連携などすきまを支援)
- ・ 各機関と情報共有し、福祉課につなぐ。

現在の様子

これからの課題



祖母

- ・ A子がいなくなったと警察に連絡
- ・ 衣食住はできている。
- ・ 受診はできていないが、福祉課、地域包括の訪問の受け入れは良好。

- ・ 被害妄想が続く、免許失効での運転などの言動がある。
- ・ 受診勧奨するも拒否続く。

医療機関や家族へのかかわりも必要
多職種がエリアで協働する必要性



A子

- ・ 「精神的に楽になった」と言っている。
- ・ 衣食住できている。
- ・ 通学できている。レポート提出でき進級。
- ・ 就職の意欲はあるが「働けたらどこでもいい」「わからない」

社会体験の機会の乏しさ、就労のモデル不在で将来が想像できない。

サポステとの連携のほか
**社会(生活)体験の再構築の場
ヤングケアラーの情報交換**

ネットワークや新たな社会資源を検討していく

地域包括支援センター

従来の業務を実施。

(高齢者の総合相談、介護予防、ケアプラン作成、地域のネットワーク形成など)

対象エリア

啓成 車尾 福米東 福米西 福生東 福生西

対象者

エリアに居住している高齢者やその家族

長寿社会課と連携しながら、今後の市内の地域包括支援センターのあり方について検討していく。

ひきこもり相談

ひきこもりに関する相談全般。

通院や障がい手帳がない方へのケースワークを主で担当。

アウトリーチによる直接支援。

制度の狭間支援

既存の体制（高齢・障がい・こども・生活困窮）では
支援の対象になりにくく、生きづらさを抱えている方の
ケースワークを主で担当。

18歳以上で障がいのない若者

ごみを放置している家

失業や病気などによる一時的な危機状況

成年後見制度の中核機関

成年後見制度に係る各関係機関の中心となり、
ケース対応や連携ネットワークを構築及び運用。

成年後見制度全般の一次相談対応

広報

成年後見制度の利用を支援

後見人への支援

開所日 令和4年4月11日（月）

場所

ふれあいの里 1階

（現 地域包括支援センター）

開所時間

8時30分～17時15分

来所

本人や家族だけでなく、関係者・近隣も対象

相談受付

対面、電話のほか、メールやSNSも活用

電話

夜間も対応

訪問エリア

米子市内

所属

福祉政策課

22名体制

センター長	1名
事務員健相談員	1名
相談支援員	2名
相談支援員(出向)	7名
介護支援専門員(出向)	10名
事務員(出向)	1名

ふれ里センターの役割分担

	高 齢 者	高 齢 者 以 外
ふれあいの里 包括エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれ里包括職員が業務として実施 ■センター職員も協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ■センターが業務として実施 ■必要時には包括職員や他機関と連携しながら実施
ふれあいの里 包括エリア外	<ul style="list-style-type: none"> ■包括・センターが対応したのち、該当の包括につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ■センターが他機関と連携しながら実施

センター職員と包括を含む他機関が、自らの業務を超えて連帯できるかが課題である

2カ所目のセンター開設の準備

